各種相談業務のご案内

①弁護士相談 対市内在住・在勤の方 ※事前予約

3月19日(水)、4月2日(水) 9時~12時 3月21日(金) 13時30分~16時30分

場市役所3階 第2打合室

②司法書士相談 対市内在住・在勤の方 ※事前予約

3月26日(水) 9時~12時 4月9日(水) 10時~12時 場市役所3階 第2打合室

③消費牛活相談

3月18日(火) 10時~12時、13時~16時

場市役所3階 第2打合室

4)行政相談

3月27日(木) 10時~12時 場市役所1階 第1相談室

⑤児童・女性相談、児童虐待相談、通報、子どもの居場所

月曜日~金曜日 9時~16時30分

場子育て支援課

間 ①~④ 協働のまち推進課 ☎850-0159

⑤ 子育て支援課 ☎850-0143



成年後見制度利用支援事業助成金交付要綱(改正)

市成年後見制度利用支援事業助成金交付要綱(令和6年 12月4日告示第119号)を改正しましたのでお知らせしま す。詳細については、担当課または市HPをご確認ください。

同要綱第5条の規定に「報酬期間」を新設

間障がい長寿課 介護長寿班 ☎856-4292

認知症カフェ「オレンジカフェ」 参加者募集(無料)

オレンジカフェとは、認知症の方とその家族、地域の方が 集い、認知症について語り合い、相談できる場です。

今月のテーマ 「家族のつどい」

国3月13日(木) 14時~15時30分

場市社会福祉センター 対市内在住、在勤の方

雨市地域包括支援センター(1)②のいずれかへ申し込み ①とよみの杜 ☎851-2951・②友愛 ☎850-1324

広告(1枠)

間障がい長寿課 介護長寿班 ☎856-4292

国民健康保険税の納税証明書等について(注意)

□座振替やスマホ決済アプリ(クレジット決済含む)、地方 税お支払サイトで納付した場合、領収書は発行されません。 また、納付確認に時間を要するため、納付後すぐに納税証明 書等が必要な方は、金融機関やコンビニで納付した領収書 または、口座振替の引き落としが確認できる記帳済みの通 帳をご持参の上、担当課窓口でお手続きをお願いします。

間国民健康保険課 徴収班 ☎850-0142

国民年金保険料の追納をオススメします

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例を受けた 期間があると保険料を全額納めた場合に比べ、将来受け取る 老齢基礎年金額が少なくなります。そこで、これらの期間が ある場合、10年以内であれば保険料を溯って納めること(追 納)ができ、将来の年金受給額を増やすことができます。

申追納申込書を那覇年金事務所へ提出 ※申込書は、日本年金機構HPから取得できます。

【注意事項】

- ▶追納できる期間は、免除・納付猶予・学生納付特例の承認 を受けた月の前10年以内に限ります。
- ▶追納は、免除などを受けた期間のうち、原則、古い期間か らの納付となります。
- ▶保険料の免除などを受けた期間の翌年度から起算して、3 年度日以降に追納する場合は、当時の保険料額に経過期 間に応じた加算額が上乗せされますので、早めの追納を お勧めします。

※詳細については、HPをご確認ください。

問那覇年金事務所 ☎855-1122(②-②) 市民課 国民年金班 ☎850-0139



暮らし・健康・福祉

マイナンバーカードの休日・平日夜間 交付窓口

マイナンバーカードの休日・平日夜間の交付窓口を開設し ます。利用される場合は、事前の電話予約が必要となります。

場市民課 準交付通知書(はがき)をご確認ください

日 3月2日(日) 9時~12時 平日夜間 3月27日(木) 18時~20時

間市民課 ☎850-0103

広告(1 枠)

令和7年度幼児教育・保育の無償化の手続き

幼児教育・保育の無償化の対象となるには、施 設等利用給付認定を受ける必要があります。

詳細については 市HDをご確認ください

中心に しんしんはいけい で () 正型 インでんかっ			
利用施設	無償化の対象経費	手続き	
認可保育所	保育料	不要	
認定こども園	保育料	不要	
幼稚園(新制度移行済)	預かり保育料	必要	
認可外保育施設等	保育料	必要	

期3月21日(金)まで

※認定開始日は、認定申請日より前に遡ることはできません。 ※令和7年4月の認可園等入所申込を行った方は、申請不要 で施設等利用給付のみなし認定が可能となりますが、利 用される場合は事前に担当課までご連絡ください。

間保育こども園課 ☎850-5088

令和7年度南部振興会奨学生(奨学金貸与)募集

南部地域の人材育成を目的に奨学生を募集します。詳細 については、担当課または(一財)南部振興会HPをご確認く ださい。

【貸与月額】県内40,000円·県外50,000円

【貸与期間】採用された時~学校の最短修業年限の終期 定5名(本市推薦人数1名)

対南部振興会構成市町村内に引き続き1年以上住所を有

※その他条件等は募集要項をご確認ください

期4月10日(木)17時

間教育総務課 ☎850-0961



税・保険・年金

国民健康保険税 後期高齢者医療保険料 納期限

3月25日(火)まで

間国民健康保険課 国民健康保険税 ☎850-0142 後期高齢者医療保険料 ☎850-0160

国民健康保険課 夜間窓口

3月24日(月)・25日(火)

17時15分~20時

問国民健康保険課 給付班 ☎850-0160 賦課班・徴収班 ☎850-0142

児童手当法の改正に伴う申請はお早めに!

児童手当法の改正に伴い令和6年10月分(12月支給)か ら、支給対象児童の延長や所得制限の撤廃、多子加算額、算 定方法の見直しを行う制度拡充が実施されます。そのため、 制度改正に伴い申請が必要な世帯のうち、市が把握できて いる未申請の世帯に対し通知書(青色封筒)を送付していま すので、内容のご確認をお願いします。なお、令和7年3月 31日(月)までに申請がない場合は、令和6年10月分(12月 支給)に溯及しての支給ができませんので、早めの申請をお 願いします。

※詳細については、市HPをご確認ください。

間こども応援課 ☎850-6775

高等職業訓練促進給付金を支給します

母子・父子家庭のお母さん、お父さんの就職に有利な資 格取得を促進し、生活の負担軽減を図るため給付金を支給

【支給期間】上限4年間 【支給月額】以下のとおり

課税世帯 75,000円 非課税世帯 100,000円

※最終学年は40.000円加算

対本市に住所を有し、次の要件全てを満たす方

①母子および父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者の ない者で現に20歳未満の児童を扶養している。

②児童扶養手当を受給しているまたは、同様の水準にある。 ③養成機関に6か月以上修業し、資格の取得が見込まれる。

④就業または育児と修業の両立が困難であると認められる。 ⑤過去に本給付金または、同様の給付を受けていない。

期4月1日(火)~30日(水) ※申請には事前相談が必要です。

問こども応援課 ☎850-6775

自立支援教育訓練給付金を支給します

母子・父子家庭のお母さん、お父さんが、就職に有利な資 格を取得するために厚生労働大臣指定の教育訓練講座を 受講・修了した場合に、その経費の一部を負担する給付金を 支給します。

【支給額】対象者が支払った費用の60%に相当する額 対本市に住所を有し、次の要件全てを満たす方

①母子および父子並びに寡婦福祉法に定める配偶者の ない者で現に20歳未満の児童を扶養している。

②母子・父子自立支援プログラム策定等の支援を受けている。 ③対象講座の受講が適職に就くために必要と認められる。 ④過去に本給付金の支給を受けたことがない。

・ 面随時受付中 ※受講開始前に申請が必要です。

問こども応援課 ☎850-6775

広告(2 枠)

縦 45 mm×横 178 mm

縦 45 mm×横 86 mm

縦 45 mm×横 86 mm

Y251 2025.3